

令和4年度 滋賀県立大学共通講義棟講義室プロジェクター設備設置及びディスプレイ設置業務 仕様書

本調達には、各種物品の納品のみならず、付随する作業としてこれら物品が本学指定の状態で障害なく動作されるための配線工事や各種設定等の作業が含まれる。したがってこれらに関わる事項についても考慮の上、見積書の提出を行うこと。なお本仕様書に一致しない物品の納品や作業が認められた場合、直ちに原状に復すこととし、検収は行わない上これによる契約単価の支払いも行わない。また、この際発生する現状に復元するための費用については落札業者において負担する。

1 一般的事項

- (1) 滋賀県立大学 A4-101・A4-102・A4-107・A4-108・A4-103・A4-104・A4-201・A4-202・A4-203講義室プロジェクター他設備にあたり必要な機器の設置、それに伴う配線工事や各種設定を行うものとする。
- (2) 調達物品において、「同等品不可」、「指定品」の記載の無いものは、同等品またはそれ以上の機能を有する機器とする。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義のある事項については、本学指定期日までに担当者の指示または承認を受けること。

2 業務履行場所および履行期限

- (1) 履行場所 滋賀県立大学(滋賀県彦根市八坂町2500)
- (2) 履行期限 令和5年2月7日(火)から令和5年3月30日(木)
- (3) 実施日については、業務に支障のない日を発注者と協議し決定すること。

3 概要

設置する機器は以下のとおり。

各機器の講義室の機器・数量及び設置場所・基準品は(別紙1)を参照すること。

(1) <プロジェクターの設備>

- 1-1 プロジェクター・天吊り金具の設置
- 1-2 スクリーンの設置
- 1-3 壁面接続パネルの設置

(2) <大型ディスプレイの設備>

- 2-1 ディスプレイの設置
- 2-2 ディスプレイスタンドの設置

4 配線および機器設置、不用品の処分等について(プロジェクター設備)

- (1) 指定箇所に設置し、機器間配線～結線を行うこと。
- (2) 必要と思われる配線部材、接続ケーブルおよび配線保護材料は全て受注者において用意を行うこと。
- (3) 天井吊及び壁面取り付けの機器についてはアンカーボルト等適切な材料を使用し、落下防止の対策をすること。
- (4) 壁面接続パネルより金属カバー等を使用し、プロジェクターまで必要なケーブルを配線すること。
- (5) 参考配線図(別紙2・3)に基づき配線すること。
- (6) 取り外した機器については担当職員の指示に従い、受注者において撤去処分を行うこと。
- (7) 講義室設置のディスプレイ及びスタンドを大学の指定場所まで撤去すること。
対象講義室(A4-101・102・103・104・201・202・203)
- (8) 既存機器の故障について修理費用は受注者で負担すること。

5 設定

- (1) プロジェクターの画角をスクリーンに適した形で調整を行うこと。
- (2) 外部入力パネルからの映像・音声信号をプロジェクター側で表示できるよう確認すること。
- (3) 各機器の細かな設定、各基準値の詳細設定等は発注者と協議の上、実施すること。
- (4) その他、発注者の追加要望については別途協議の上、設定を行うこと。

6 障害発生および保守

- (1) 故障時の対応を迅速にする必要があるため、納入後速やかにサービス体制表を提出すること。
- (2) 引き渡し日からの5年間を保証期間とし、うち1年間は受注者の責任において無償で保守メンテナンスを行うこと。必要に応じて機器の交換も含め無償対応を行うこと。(発注者の故意によるものを除く。)

7 その他

- (1) 納入後、速やかに職員対象の取扱説明を実施すること。
- (2) 管理者向け日本語マニュアルを1部提供すること。
- (3) 講義室に設置する利用者向けの簡易操作マニュアルを作成し、提供すること。
- (4) 電気通信工事業の資格を有すること。(元請け業者に限る)
- (5) 第1級電気通信工事施工管理技士の資格を有すること。(元請け業者に限る)
- (6) アフターサービスについてオンコールより2時間以内に現地に向かい対応可能であること。(元請け業者に限る)

本仕様書に記載されていない事項については、発注者との協議の上、決定することとする